

(2) 計算書類の簡素化

- 現行基準の「計算書類」を「財務諸表」に名称変更
- 資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、財産目録は従来通り作成。
なお、事業活動計算書、貸借対照表を補足する書類として、現行の多岐にわたる別表、明細表を統一して、必要最小限の「附属明細書」として新たに整理する。

◆ 現行基準

【計算書類(4種類)】

- ①資金収支計算書
 - ②事業活動収支計算書
 - ③貸借対照表
 - ④財産目録
- +
- ⑤その他の明細書等

(注)適用する各会計ルールにより、多種多様の別表、明細表を作成する必要あり

◆ 新基準

【財務諸表】

- ①資金収支計算書
- ②事業活動計算書
- ③貸借対照表



- ④附属明細書(※)
- ⑤財産目録

(※)附属明細書

- ・当該会計年度における貸借対照表等の変動額や内容を補足する重要な事項を表示する書類のため、公益法人会計基準(平成20年4月)でも作成することが定められている。
- ・財務諸表を補完する役割を持つ。